

**第4期(平成21～23年度)の介護保険料が決まりました**

介護保険料の納め方  
 40歳以上64歳未満の人の介護保険料は、ご加入の医療保険(国民健康保険や社会保険など)の保険料(料)に介護保険料分が含まれていきます。  
 65歳以上の人は、65歳になった月(1日生まれの人はその前月)分から医療保険とは別に納めます。  
 65歳以上の人の介護保険料の納め方は、特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書払い・口座振替)の2種類に分かれます。  
 ▽特別徴収：老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給者で、年金の年額が18万円以上の人は、年6回ある年金の定期支払いの際に、その受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。  
 ただし、次の人は年金から差し引くことができないため、普通徴収となります。  
 ・年金の年額が18万円未満の人

**特別徴収の納期**

| 仮徴収                                                                                              |             |             | 本徴収                                                                  |              |             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|----------------------------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 第1期<br>(4月)                                                                                      | 第2期<br>(6月) | 第3期<br>(8月) | 第4期<br>(10月)                                                         | 第5期<br>(12月) | 第6期<br>(2月) |
| 当該年度の所得が確定するまでの間、前年度から引き続き特別徴収の人は前年度の2月分と同じ金額(年度の途中から特別徴収が始まる人は、前年度の所得段階の年額を納期の回数で割った額)が差し引かれます。 |             |             | 当該年度の所得確定後、決定した年間介護保険料から仮徴収分(第1期～第3期分)を差し引いた額を、残りの納期3回で割った額が差し引かれます。 |              |             |

**指定金融機関**  
 ○広島県信用組合 ○安芸農業協同組合 ○広島銀行 ○もみじ銀行 ○呉信用金庫 ○広島信用金庫 ○中国5県のゆうちょ銀行または郵便局

**普通徴収の納期**

| 普通徴収                              |    |    | 本算定                                                                                                                                                       |           |           |            |            |            |           |           |           |
|-----------------------------------|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 4月                                | 5月 | 6月 | 第1期<br>7月                                                                                                                                                 | 第2期<br>8月 | 第3期<br>9月 | 第4期<br>10月 | 第5期<br>11月 | 第6期<br>12月 | 第7期<br>1月 | 第8期<br>2月 | 第9期<br>3月 |
| 当該年度の所得が確定していないため、介護保険料の納期はありません。 |    |    | 当該年度の所得確定後、決定した年間介護保険料額を、第1期(7月)から第9期(3月)までの9回に分けて納めます。納期限は毎月末日(末日が土、日、祝日の場合は、指定金融機関の翌営業日。ただし、12月は25日)となります。年度の途中で65歳になられた人は、その翌月(1日生まれの人はその月)からが納期となります。 |           |           |            |            |            |           |           |           |



福祉課 ☎ 820・5605

詳しくは、福祉課にお問い合わせください。

引き続き介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

介護保険は、介護や支援が必要な人をみんなで支える制度です。引き続き介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

**第4期(平成21～23年度)の介護保険料が決まりました**

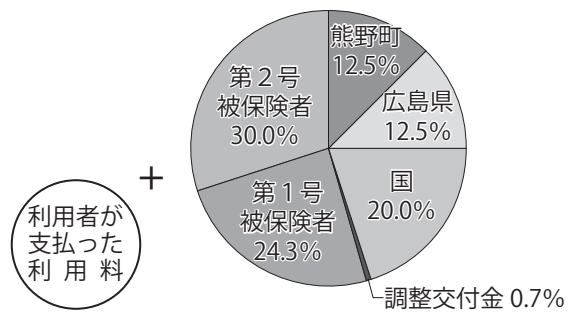
―第4期介護保険事業計画を策定し、介護保険料を決定しました―



65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料基準額は、月額4千846円です。

平成12年度にスタートした介護保険制度は、今年度で10年目になりました。超高齢社会の到来が目前に迫り、介護サービスを必要とする人が急激に増加するものと見込まれます。

**熊野町の介護保険事業の財源構成**



**財源構成の変更**  
 ・65歳以上の人(第1号被保険者)が負担すべき割合が19%から20%へ  
 ・40歳以上64歳未満の人(第2号被保険者)が負担すべき割合が31%から30%へ

**介護保険料基準額の算定について**

65歳以上の人の介護保険料は、下図の「介護保険料基準額の決め方」にあるように、第4期の介護サービスに係る総費用を基に、市町村ごとに「基準額」を決定します。本町の平成21年度から23年度までの3年間に必要な総費用を、約49億円と見込みました。

介護保険制度では、この総費用のうち、実際に介護サービスを利用した際に負担する1割を差し引いた残

りの9割部分を公費(国・県・町の負担金)と、40歳以上の人の介護保険料で賄います。このうち、65歳以上の人の負担分は、標準では全体の20%ですが、全国平均に比べ、後期高齢者(75歳以上の人)の割合が少なく、所得水準が高い人が多い本町では、国からの調整交付金が0.7%(標準は5%)と少ないため、24.3%となっています。

**所得段階を細分化し負担を軽減**

こうして決めた介護保険料基準額を基に、本人及び世帯全員の所得状況などから一人ひとりの介護保険料を決定します。

第4期では、低所得者対策として、新たに「第4段階の特例」及び「第5段階」を設定しました。

**介護保険料基準額の決め方**

$$\text{熊野町で必要なサービスの総費用} \times \text{65歳以上の人の保険料負担分 24.3\%} = \text{熊野町の保険料基準額}$$

熊野町の65歳以上(第1号被保険者)の人口

**各所得段階の介護保険料額** (第4期では、新たに「第4段階の特例」及び「第5段階」を設定しました)

| 階層区分                                                              | 基準額に対する割合 | 介護保険料    |        |
|-------------------------------------------------------------------|-----------|----------|--------|
|                                                                   |           | 年額       | 月額のめやす |
| 第1段階 生活保護受給者または世帯全員が住民税非課税で老齢年金受給者                                | 0.50      | 29,076円  | 2,423円 |
| 第2段階 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人                     | 0.60      | 34,891円  | 2,907円 |
| 第3段階 世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない人                                      | 0.75      | 43,614円  | 3,634円 |
| 第4段階の特例 本人のみが住民税非課税者(同じ世帯に住民税課税者がいる場合)で、合計所得金額および課税年金の合計が80万円以下の人 | 0.85      | 49,429円  | 4,119円 |
| 第4段階(基準額) 本人のみが住民税非課税者(同じ世帯に住民税課税者がいる場合)で、第4段階の特例に該当しない人          | 1.00      | 58,152円  | 4,846円 |
| 第5段階 本人が住民税課税者で合計所得金額が125万円未満の人                                   | 1.15      | 66,874円  | 5,572円 |
| 第6段階 本人が住民税課税者で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人                            | 1.25      | 72,690円  | 6,057円 |
| 第7段階 本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円以上400万円未満の人                            | 1.50      | 87,228円  | 7,269円 |
| 第8段階 本人が住民税課税者で合計所得金額が400万円以上の人                                   | 1.75      | 101,766円 | 8,480円 |